

見舞金規程

「地域と学校の連携協働体制推進事業」 ひょうご学校応援ボランティアに関する見舞金支給規程

「地域と学校の連携協働体制推進事業」に登録するひょうご学校応援ボランティア（以下、「甲」といいます。）と各市町組合教育委員会（以下「乙」といいます。）は、「地域と学校の連携協働体制推進事業」ひょうご学校応援ボランティアに関する見舞金支給規程について、次のとおり約定します。

第1条（見舞金を支払う場合）

乙は、甲が見舞金支給対象期間内に「地域と学校の連携協働体制推進事業」（同事業を円滑に行うための事前打合せ、事後の反省会等を含みます。また、同事業参加に関し、住居と同活動参加のために集合する所定の場所との間を、合理的な経路および方法により往復する時間を含みます。）に起因して、次の各項のいずれかに該当した場合に、見舞金を支払います。

- (1) 甲が身体に傷害を被り、もしくは細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発病し、もしくは接触（性）皮膚炎を発病し、その直接の結果として、傷害を被った日、もしくは上記の疾病を発病した日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- (2) 甲が身体に傷害を被り、もしくは細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発病し、もしくは接触（性）皮膚炎を発病し、その直接の結果として、傷害を被った日、もしくは上記の疾病を発病した日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された、将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった障害が治癒した後のものをいいます。以下同様とします。）が生じた場合
- (3) 甲が身体に傷害を被り、もしくは細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発病し、もしくは接触（性）皮膚炎を発病し、その直接の結果として、傷害を被った日、もしくは上記の疾病を発病した日からその日を含めて180日以内に生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ、医師の治療を受けた場合。本号において、生活機能または業務能力の減失とは、次のいずれかに掲げるものをいいます。
 1. 医師の指示に基づき病院または診療所に入院し、かつ、平常の業務に従事できない状態
 2. 別表3に定める各項のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けている状態
- (4) 甲が身体に傷害を被り、もしくは細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発病し、もしくは接触（性）皮膚炎を発病し、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、入院によらないで医師の治療を受けた場合。
- (5) 甲が(3)の事由により入院した場合に、その傷害、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、もしくは接触（性）皮膚炎の治療を直接の目的として別表4に掲げる手術を受けた場合。ただし、一事故に対して一回の手術に限ります。
- (6) 甲が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合。ただし、死亡・後遺障害においては対象外となります。

第2条（用語の定義）

本規定において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(1) 見舞金支給対象期間

4月16日より翌年の4月16日までとします。ただし、ボランティアごとに各市町組合教育委員会に学校応援ボランティアとして登録されている事が条件となります。

(2) 傷害

見舞金支給対象期間中に、甲が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

(3) 細菌性食中毒

特定の生きた微生物ないしその産出した毒素を含む食物を摂取することによって起こる急性胃腸炎、ときには他の病状を主徴とする疾病をいいます。

(4) ウイルス性食中毒

ウイルスが付着混入若しくは蓄積された汚染食品を摂取することによって起こる直接健康被害をいいます。

(5) 接触（性）皮膚炎

身体外部の物質の刺激によって起こるかぶれなど湿疹等の症状をいいます。

第3条（見舞金の支給額）

(1) 第1条（見舞金を支払う場合）(1)に規定する事故が発生した場合には、被害者の法定相続人に対して、別表1の金額を支給します。ただし、同一の事由に対してすでに後遺障害に対する見舞金を支給している場合は、その金額を差し引いた額を支給します。

(2) 第1条（見舞金を支払う場合）(2)に規定する事故が発生した場合には、別表2に掲げる後遺障害の分類に応じて、かつ、第7条（見舞金の制限）に定める額を限度として、別表2に掲げる割合に、別表1記載の死亡見舞金の金額を乗じた金額を後遺障害見舞金として支給します。ただし、傷害を被った日、もしくは細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を発病し、もしくは接触（性）皮膚炎を発病した日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときには、傷害を被った日、もしくは上記の疾病を発病した日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(3) 第1条（見舞金を支給する場合）(3)に規定する事故が発生した場合には、被害者に対して別表1記載の金額を入院見舞金として支給します。なお、同一の支給対象者に対し、(1)に掲げる見舞金または(2)、(4)、(5)に定める見舞金を重ねて支給すべきときは、その合計額を支給します。

(4) 第1条（見舞金を支給する場合）(4)に規定する事故が発生した場合には、被害者に対して別表1記載の金額を通院見舞金として支給します。ただし、同一の支給対象者に対し、(1)に掲げる見舞金または(2)、(3)、(5)に定める見舞金を重ねて支給すべきときは、その合計額を支給します。

令和8年3月1日改定

- (5)第1条（見舞金を支給する場合）(5)に規定する手術を受けた場合には、被害者に対して別表1記載の金額を手術見舞金として支給します。ただし、同一の支給対象者に対し、(1)に掲げる見舞金または(2)、(4)に定める見舞金を重ねて支給すべきときは、その合計額を支給します。

第4条（見舞金を支払わない場合）

乙は、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故の場合には、見舞金の支払いを行いません。

- (1)甲の故意（ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除きます。）
- (2)甲の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（ただし、犯罪者の急迫不正の侵害に対して、防衛行為を行った場合を除きます。）
- (3)地震、噴火またはこれらによる津波による事故
- (4)戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (5)核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6)(3)から(5)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7)既往症

第5条（他の補償制度との関係）

本規定による見舞金は、他の補償制度により支給される見舞金とは無関係に支給するものとします。

第6条（見舞金の請求手続）

本規定に従い見舞金の支給を規定する場合には、甲は、下記の書類をとりまとめて乙に提出するものとします。

- (1)第1条（見舞金を支給する場合）(1)に規定する事故の場合
 - 1. 死亡診断書もしくは死体検案書
 - 2. その他乙が必要と認める書類
- (2)第1条（見舞金を支払う場合）(2)または(5)に規定する事故の場合
 - 1. 診断書
 - 2. その他乙が必要と認める書類
- (3)第1条（見舞金を支払う場合）(3)または(4)に規定する事故の場合
 - 1. 診断書または治療申告書
 - 2. その他乙が必要と認める書類

第7条（見舞金の制限）

第3条（見舞金の支給額）(2)に定める見舞金について、同一の事故により2種以上の

後遺障害が生じた場合には、そのおのおのに対し別表 2 を適用し、その合計により後遺障害の程度を決定します。また、別表 2 の区分に準じて後遺障害の程度を決定します。

別表 1

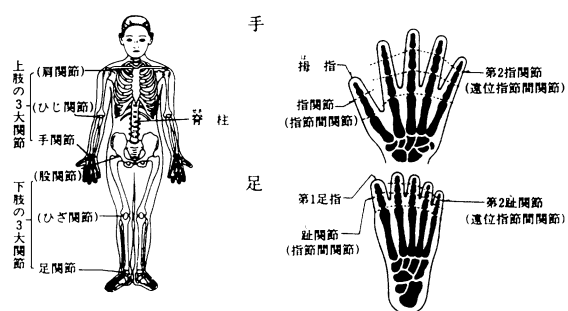
「地域と学校の連携協働体制推進事業」ひょうご学校応援ボランティア	
死亡見舞金	10,000千円
後遺障害見舞金	※死亡見舞金に別表2の割合を乗じた額
入院見舞金	入院日数 (1日以上 3日まで) 8,000円 (4日以上 6日まで) 20,000円 (7日以上 10日まで) 32,000円 (11日以上 20日まで) 60,000円 (21日以上 30日まで) 100,000円 (31日以上) 150,000円
通院見舞金	通院日数 (1日以上 3日まで) 4,000円 (4日以上 6日まで) 10,000円 (7日以上 10日まで) 16,000円 (11日以上 20日まで) 30,000円 (21日以上 30日まで) 50,000円 (31日以上) 75,000円
手術見舞金	手術の種類（別表4）に応じて4万、8万、16万円

別表 2

1. 眼の障害	(死亡見舞金に対する割合)
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 阻しゃく、言語の障害	
(1) 阻しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 阻しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 阻しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指関節(指節間関節)以上で失った場合	20%
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

(注1) 7. から9. までの規定中「以上」とは**その**関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節などの説明図



別表3

- (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
- (2) 阻しゃくまたは言語の機能を失っていること
- (3) 両耳の聴力を失っていること
- (4) 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
- (5) 1下肢の機能を失っていること
- (6) 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- (7) 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- (8) その他の上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること

注1 (4)の規定中「手関節」および「関節」については別表2・注2の関節などの説明図によります。

注2 (4)の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表 4

対 象 と な る 手 術 (注)	見舞金
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	8万円
（2） ^{はんこんこうしゆく} 瘻痕 拘縮 形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	8万円
2. 手指、足指を含む筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘 の手術（ ^{ばってい} 拔釘術を除く。） （1）筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘 の ^{けん} 観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	4万円
3. 手指、足指を含む四肢関節、 ^{じん} 靱帯の手術（ ^{ばってい} 拔釘術を除く。） （1）四肢関節 ^{けん} 観血手術、 ^{じん} 靱帯 ^{けん} 観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	4万円
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	4万円
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（ ^{ばってい} 拔釘術を除く。） （1）四肢骨 ^{けん} 観血手術	4万円
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	8万円
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（ ^{ばってい} 拔釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	8万円
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	8万円
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	16万円
7. ^{げんこう} 鎖骨、 ^{ろつ} 肩甲骨、 ^{ろつ} 肋骨、 ^{けん} 胸骨 ^{けん} 観血手術（ ^{ばってい} 拔釘術を除く。）	4万円
8. ^{せき} 脊柱、 ^{けい} 骨盤の手術（ ^{けい} 頸椎、 ^{けい} 胸椎、 ^{けい} 腰椎、 ^{けい} 仙椎の手術を含み、 ^{ばってい} 拔釘術は除く。） （1） ^{せき} 脊柱・ ^{せき} 骨盤 ^{けん} 観血手術（ ^{せき} 脊椎固定術、 ^{せき} 体外式脊椎固定術を含む。）	8万円
9. ^{がい} 頭蓋、 ^{がい} 脳の手術（ ^{ばってい} 拔釘術を除く。） （1） ^{がい} 頭蓋骨 ^{けん} 観血手術（ ^{がい} 鼻骨および ^{がい} 鼻中隔を除く。）	8万円
（2） ^{がい} 頭蓋内 ^{けん} 観血手術（ ^{せん} 穿頭術を含む。）	16万円
10. ^{せきずい} 脊髓、 ^{せきずい} 神経の手術 （1）手指、足指を含む ^{けん} 神経 ^{けん} 観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、 ^{ねん} 捻除術、縫合術、 ^{はく} 剥離術、移行術）	8万円
（2） ^{せきずい} 脊髓硬膜内外 ^{けん} 観血手術	16万円
11. ^{のう} 涙嚢、 ^{のう} 涙管の手術 （1） ^{のう} 涙嚢摘出術	4万円
（2） ^{のう} 涙嚢 ^{ふん} 鼻腔吻合術	4万円
（3） ^{のう} 涙小管形成術	4万円
12. ^{けん} 眼瞼、 ^か 結膜、 ^{せん} 眼窩、 ^{せん} 涙腺の手術術（ ^{ばってい} 拔釘術を除く。） （1） ^{けん} 眼瞼下垂症手術	4万円

(2) 結膜 ^{のう} 嚢形成術	4万円
(3) 眼窩 ^か ブローアウト（吹抜け）骨折手術	8万円
(4) 眼窩 ^か 骨折観血手術	8万円
(5) 眼窩 ^か 内異物除去術	4万円
13. 眼球・眼筋の手術	8万円
(1) 眼球内異物摘出術	8万円
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	4万円
(3) 眼球摘出術	16万円
(4) 眼球摘除および組織または義眼台 ^{てん} 充填術	16万円
(5) 眼筋移植術	8万円
14. 角膜・強膜の手術	8万円
(1) 角膜移植術	8万円
(2) 強角膜 ^{ろう} 瘻孔閉鎖術	4万円
(3) 強膜移植術	8万円
15. ぶどう膜、眼房の手術	4万円
(1) 観血的前房・虹彩 ^{こう} 異物除去術	4万円
(2) 虹彩 ^{こう} 癒着虹離 ^{ゆう} 術、瞳孔形成術	4万円
(3) 虹彩 ^{こう} 離断術	4万円
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩 ^{こう} 切除術は13.（2）に該当する。）	8万円
16. 網膜の手術	8万円
(1) 網膜復位術（網膜 ^{こう} 虹離症手術）	8万円
(2) 網膜光凝固術	8万円
(3) 網膜冷凍凝固術	8万円
17. 水晶体、硝子 ^{しょうし} 体の手術	8万円
(1) 白内障・水晶体観血手術	8万円
(2) 硝子 ^{しょうし} 体観血手術（茎頭 ^{しょうし} 微鏡下によるものを含む。）	8万円
(3) 硝子 ^{しょうし} 体異物除去術	8万円
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後 ^{ろう} 瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	4万円
(2) 観血の鼓膜・鼓室形成術	8万円
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	4万円
(4) 中耳根本手術	8万円
(5) 内耳観血手術	8万円

19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。） （1）鼻骨観血手術	4万円
（2）副鼻腔観血手術	8万円
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 （1）気管異物除去術（開胸術によるもの）	16万円
（2）喉頭形成術、気管形成術	16万円
21. 内分泌器の手術 （1）甲状腺、副甲状腺の手術	8万円
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。） （1）頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	8万円
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 （1）胸郭形成術	8万円
（2）開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	16万円
（3）胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	4万円
24. 心、脈管の手術 （1）観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	8万円
（2）大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	16万円
（3）開心術	16万円
（4）その他開胸術を伴うもの	16万円
25. 腹部の手術 （1）開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	16万円
（2）腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	4万円
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 （1）腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	16万円
（2）尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	8万円
（3）尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	8万円
（4）陰茎切断術	16万円
（5）睪丸・副睪丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	8万円
（6）卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膣操作を除く。）	8万円
（7）膣腸瘻閉鎖術	8万円
（8）造膣術	8万円

(9) 膈 ^{ちつ} 壁形成術	8万円
(10) 副腎 ^{じゅん} 摘出術	16万円
(11) その他開腹術を伴うもの	16万円
27. 上記以外の手術	16万円
(1) 上記以外の開頭術	16万円
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	16万円
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱 ^{ぼうこう} 内凝血除去術を除く。）	16万円
(4) 上記以外の開心術	16万円
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭 ^{いんこう} 、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	4万円

（注）上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。